

大山普及支所で使用する電気の供給仕様書（従量電灯）

1 供給場所

西伯郡大山町所子 5 4 1 - 8

鳥取県西部総合事務所農林局西部農業改良普及所大山普及支所

2 供給期間

令和 6 年 6 月 1 日から令和 9 年 5 月 3 1 日まで

3 仕 様

(1) 電気方式等

ア 電気方式	交流単相 3 線式
イ 電 圧	1 0 0 V / 2 0 0 V
ウ 周波数	6 0 H z

(2) 契約電力等

ア 最大需要容量	6 k V A 未満
イ 使用予定電力量（2 に示す供給期間総計）	2 2, 0 5 0 k W h（1 年当たり 7, 3 5 0 k W h）
	※各月の使用予定電力量は別紙 1 のとおりとする

(3) 電力量の検針

毎月末日の 2 4 時での自動検針

4 電気の供給条件

(1) 電気の安定供給

3 の（1）及び（2）に示す電気を供給開始日から安定的及び継続的に供給すること。

(2) 障害発生時の対応

障害等が発生した場合には迅速に対応できる態勢を構築すること。

(3) 託送供給等約款等の遵守

一般送配電事業者の託送供給等約款に基づいた契約を行うこと。なお、それに基づき需要設備に機器等の付加が必要であるときは、供給事業者の負担で行うこと。

(4) その他

その他、定めのない供給条件等については、受注者が定める契約要綱等によるものとする。

5 契約後の提出書類

一般送配電事業者と託送供給等約款に基づく契約を行ったことを示す書類の写しを、契約後速やかに発注者に提出する。

6 割引制度

受注者固有の割引制度が適用できる場合は、必ず適用すること。

7 料金単価の変更

(1) 基本料金単価及び電力量料金単価は、原則変更しないが、市場価格の変動や全国一律の単価変

更等により、契約金額が適正価格から著しく逸脱した場合は、双方協議の上、決定することができる。

- (2) 一般電気事業供給約款料金算定規則（平成 11 年通商産業省令第 105 号）に定める燃料費調整制度に準じた燃料費調整を行う場合は、受注者からの文書による通知をもって単価を定めることができる。ただし、発注者は当該通知を受け取った日から 10 日以内に異議を申し立てた場合は、この限りでない。
- (3) 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成 23 年 8 月 30 日法律第 108 号）に基づく再生可能エネルギー発電促進賦課金を設定する場合は、経済産業大臣が定めた経済産業省告示に基づき定める単価とし、受注者からの文書による通知をもって単価を定めることができる。ただし、発注者は当該通知を受け取った日から 10 日以内に異議を申し立てた場合は、この限りでない。単価を変更する場合も同様とする。

8 供給期間中における電気料金の算出方法（1 月あたり）

支払金額＝基本料金＋電力量料金－受注者固有の割引額

（消費税及び地方消費税相当額を含む。支払金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）

電力量料金＝当該月の使用電力量×当該月の電力量料金単価

＊ただし、燃料費調整及び再生可能エネルギー発電促進賦課金の設定がある場合は、燃料費調整単価及び再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を加算

受注者固有の割引額＝受注者の定める計算方式

（上記の各単価には、消費税及び地方消費税相当額を含むものとする。）

9 電気料金の算出方法の特例

- (1) 8 の基本料金の単価を設定しないことができる。
- (2) 8 の電力量料金単価を従量制とすることができる。

10 料金の支払

受注者は毎月の検針値に基づき、8 の算出方法により算定した支払金額を発注者に請求することができる。支払方法については、請求書による口座振込とする。

11 その他

- (1) 使用電力量の単位は、1 キロワット時とする。
- (2) この仕様書及び受注者が定める契約要綱等に定めのない事項又はこの仕様書について疑義の生じた事項については、発注者と受注者が協議して定める。